

プロポーザル方式における選定結果書

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 業務名 | 新潟港海岸施設機能検証業務 |
| 2 | 所属事務所 | 新潟港湾・空港整備事務所 |
| 3 | 方式 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 4 | 公示日 | 令和8年6月25日 |
| 5 | 選定通知日 | 令和8年7月15日 |

[illegible]

令和８年度 新潟港海岸施設機能検証業務 （簡易公募型プロポーザル方式）

○技術提案書の提出者の選定

評価項目		評価の着目点		配点	a 社		b 社			
					評価	評価点	評価	評価点		
参加 経 表 明 者 び （ 能 企 業 ） の	資格要件	技術部門登録 当該部門のコンサルタント登録 ①当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録（「港湾及び空港部門」又は「河川、砂防及び海岸・海洋部門」）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関 ②上記以外 設計共同体の場合は、代表者の登録状況を評価の対象	① 5点 ②加点しない	①	建設コンサルタント登録 （港湾及び空港部門）	5	②	該当なし	0	
	専門技術力	業務実績	平成28年4月1日から本業務の公示日までに完了した業務の同種又は類似業務の実績 ①同種業務の実績：海岸における面的防護工法による侵食対策に関する検証又は検討を実施した業務 ②類似業務の実績：海岸における侵食対策に関する検証又は検討を実施した業務 再委託による業務は実績として認めない 業務実績が無い場合は選定しない 設計共同体の場合は、代表者の実績を評価の対象	① 9.5点 ② 5.5点	①	H29d 同種 （一点）	9.5	①	代表者 R4d 同種 （80点）	9.5
		業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和6年度から令和7年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③76点以上78点未満 ④74点以上76点未満 ⑤72点以上74点未満 ⑥70点以上72点未満 ⑦68点以上70点未満 ⑧65点以上68点未満 ⑨60点以上65点未満 60点未満の場合は選定しない。 なお、令和6年度から令和7年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務実績がない場合は加点しない。 設計共同体の場合は、全構成員の全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和6年度から令和7年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点で評価する。	①30点 ②27点 ③24点 ④21点 ⑤18点 ⑥15点 ⑦12点 ⑧ 9点 ⑨ 0点	②	79 点	27	②	79 点 （代表者及び構成員の 平均点）	27
		優良表彰等	北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和5年度から令和6年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良委託業務表彰又は生産性向上技術活用表彰を受けた実績又は令和6年度から令和7年度に受賞した災害対策関係功労者表彰を受けた実績がある者 ①優良委託業務表彰（局長）の実績 生産性向上技術活用表彰（局長）の実績 ②優良委託業務表彰（事務所長）の実績 ③災害対策関係功労者表彰（北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づくものに限る） 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象。 ただし、表彰を受けた翌日から参加表明書提出期限日までに、北陸地方整備局から指名停止又は建設コンサルタント業務等に関する文書注意の措置を受けた場合は加点しない。	① 5点 ② 3点 ③ 5点	①	局長表彰	5	①	代表者 局長表彰 構成員 実績無し	5
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等の評価	次に示すいずれかの認定を受けている▼・女性活躍推進法に基づく認定（ブラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1▼・次世代法に基づく認定（ブラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）※2▼・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※4 設計共同体による申請があった場合、設計共同体代表者又は設計共同体代表者以外の構成員のいずれかの認定状況を評価する。	① 0.5点	①	該当あり	0.5	①	代表者 該当なし 構成員 該当あり	0.5	※自主評価で空欄（0点）での提出。 構成員の認定書が提出されており確認した結果、自主評価の記載漏れであった。
	事故及び不誠実な行為	北陸地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けている期間がある場合 ①文書注意（発せられた日から2ヶ月間） ②口頭注意（発せられた日から1ヶ月間） 設計共同体の場合は、各構成員のうち1者でも「事故及び不誠実な行為」に該当すれば減点の対象。	①-5点 ②-3点	—	該当なし	—	—	該当なし	—	
予 経 管 及 理 技 術 者 の	資格要件	技術者資格 ①・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設）又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・博士（工学） ②・APECエンジニア（Civil又はStructural）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者 ・土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者の資格を有し、「認定証」の交付を受けている者 ・RCCM（「港湾及び空港部門」又は「河川、砂防及び海岸・海洋部門」）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 （但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者） 上記以外の場合は選定しない。	① 5点 ② 3点	①	技術士（総合技術監理部門 （選択科目：建設） 技術士（建設部門） 技術士（水産部門） 海洋・港湾構造物設計士 海洋・港湾構造物維持管理士	5	①	博士（工学）	5	
	業務実績	平成28年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種又は類似業務の実績 ①同種業務の実績：海岸における面的防護工法による侵食対策に関する検証又は検討を実施した業務 ②類似業務の実績：海岸における侵食対策に関する検証又は検討を実施した業務 実績は管理技術者又は担当技術者として従事したものに限る 再委託による業務は実績として認めない 業務実績が無い場合は選定しない	①10点 ② 6点	①	H29d 同種 （管理技術者 一点）	10	①	R4d 同種 （担当技術者 79点）	10	
	専門技術力	業務成績 全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和4年度から令和7年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③76点以上78点未満 ④74点以上76点未満 ⑤72点以上74点未満 ⑥70点以上72点未満 ⑦68点以上70点未満 ⑧65点以上68点未満 ⑨60点以上65点未満 60点未満の場合は選定しない。 管理技術者として従事した業務のみを対象とするが、管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価する。 なお、令和4年度から令和7年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の実績がない場合には加点しない。	①30点 ②27点 ③24点 ④21点 ⑤18点 ⑥15点 ⑦12点 ⑧ 9点 ⑨ 0点	①	80 点 （ 12 件）	30	②	79 点 （ 9 件）	27	
	優良表彰等	北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和3年度から令和6年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良建設技術者表彰を受けた経験がある者 ①優良建設技術者表彰（局長）の実績 ②優良建設技術者表彰（事務所長）の実績 令和4年度から令和7年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰、災害対応功労者感謝状を受けた経験のある者 ③災害対策関係功労者表彰（局長）の実績 ④災害対応功労者感謝状（局長・事務所長）の実績 令和4年度から令和7年度までに受賞した海外インフラプロジェクト技術者表彰（大臣賞・奨励賞（港湾空港関係））の実績 ⑤海外インフラプロジェクト技術者表彰（大臣賞・奨励賞（港湾空港関係））の実績 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。 ただし、優良表彰と災害対策関係功労者表彰等と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	① 5点 ② 3点 ③ 5点 ④ 1点 ⑤ 5点	①	局長表彰	5	—	受賞実績なし	—	
業 体 制 実 施	業務実施体制の妥当性	下記の項目に該当する場合には選定しない ・主たる部分が再委託予定となっている場合 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合 ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化され過ぎている場合。一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合	—	—	—		—			
合計（最高100点）					97		※自主評価±0		84	※自主評価+0.5
順位／選定・非選定					1 位		／ 選定・非選定		2 位	／ 選定・非選定